

## 人権談話室

# 自分を見かたをカエル

こんな話がありました。

「何でも差別だ差別だ、と言う人がいるけど。誰もそんなつもりで言ってるんじゃないのに。被害者意識が過剰すぎるんじゃないですか。」

さあ、どうでしょう。皆さんはどう思われますか。

### 日常のかかわりの違いから

基本的に何が差別で何が差別でないかという線引きは難しい問題です。例えば、障害を持つ人が町を歩くと「多くの人がじろじろと見る」という訴えをよく聞くことがあります。

確かに、障害を持つ人を「見る」と自体は差別だとは言いません。普段から障害を持った人に寄り添い、かわり続けている人に対して「じろじろ見られた」とか「差別的な態度をとられた」とは感じないでしょう。しかし、「じろじろ見られる」だけであつたとしたら、どう感じるでしょうか。その「じろじろ見ている」だけの人の心の中になつたく差別意識が無いと言

い切れるでしょうか。問題はこの点にあります。社会的に少数の側にある人は「差別に関して敏感になる」のは当然のことです。ただ単に被害者意識が過剰であるとすませてよいのでしょうか。

### 基準は被害者の気持ち

「それは、差別されたと言っている人の思い込みだ。」という反論が聞こえてきそうです。「何気なく見ている」のを「じろじろ見ている」というふうに勝手に決め付けているのだという反論です。また一方で、「さんがしたり言ったりした時には問題にならなかつたのに、何で自分が同じことをした場合には問題になるんだ。」という意見もあります。例えばセクハラの問題についても、このようなケースがよく議論になります。

しかし、考えてみると人間関係が良くない人に身体を触られたり、しつこく性的な話をされたりするのは誰でもいやに決まっています。逆に、人間関係が良好な相手であれば、「肩に触れられるくらいは平気だ」という気持ちは説明する必要はないでしょう。要するに、ポイントはされた人の気持ちなのです。一九九七年に改正された男女雇用機会均等法においても、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対する

その雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用上必要な配慮をしなければならない」(第21条)と規定していますし、アメリカの法律ではセクハラについて明確に「相手の意に反した性的接近や行為、言動に基づく性差別」と定義しています。つまり、被害者の思い・受け止め方が基準であるという考えは近年、法的にも一般化されてきているのです。

### 人権は人と人との間に存在する

私たちはこれまで人権・同和教育の中で「相手の立場になつて考える」ということを言い続けてきました。人権とは人と人との人間関係の中に存在するのです。相手の立場に立つて考えれば、障害を持つ人をただ「じろじろと見る」ようなことはしないように心がけるべきです。このような訴えを意識過剰だといつてすませることはできなくなるでしょう。

人権を考えるとすることは、人と人とが快くつながつていくということに他なりません。相手の立場になつて考えたり、相手に寄り添うことを考えたりしていけば、人と人が温かい関係でつながっていきます。そうしたことから、人権のまちづくりといえるのではないのでしょうか。南部町がどこよりも人権が守られ、すべての町民が温かい関係でつながりあつていけるよう皆さんのご協力をお願いします。

## 人権週間

十二月一日・三日の両日、町内二十七か所の事業所を、人権意識の啓発に理解を求めするため、人権擁護員が訪問しました。

この事業所啓発は、身近なことから人権について考え、一人ひとりが、大切にされる人権意識の醸成がなされ、住み良い町づくりを願つて毎年実施されています。



事業所で啓発をする擁護員